

WITH ~ウィズ・障害のある人と共に~

四日市市障害者福祉センターだより

四日市視覚障害者福祉センターのご案内

視覚に障害のある人の自立と社会参加を支援しています

四日市視覚障害者福祉センターは、市内在住の視覚に障害のある身体障害者手帳所持者を対象に、職業訓練や点訳業務を行なっています。

三療学術講習会

視覚に障害のある人で、はり・きゅう・マッサージを職業としている人が講義や実技をとおして技術向上をめざします。ぜひご参加ください。詳細はお問い合わせください。

- 8月21日(木) 午後
- 11月20日(木) 午後
- ※時間、テーマ、講師は未定

点字による情報提供

視覚に障害のある人で、点字による情報提供を必要としている人はご相談ください。

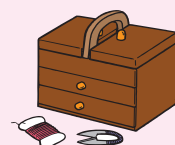
【問い合わせ/申込み/相談先】

四日市視覚障害者福祉センター 幸町3-5
電話/ファクス 354-5549
※月～木曜日・9時～15時(年末年始、祝休日を除く)

【四日市市母子福祉センターからのお知らせ】

四日市市母子福祉センターは、母子家庭及び寡婦の「生活安定と自立」の支援を行っています。現在、自主サークル活動「和裁サークル」では、若干名の会員を募集しています。詳細は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 四日市市母子福祉センター(市総合会館4階)
電話/ファクス: 354-8277



~~障害者自立支援施設「たんぽぽ」へ寄贈~~



5月28日(水)、ケーヒン労働組合様の福祉カンパにより、電動缶つぶし機と体操マットをご寄贈いただきました。
ありがとうございました。



心あたたまるご寄付ありがとうございました

四日市市社会福祉協議会事業に、みなさまからご寄付をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。
(平成26年2月18日～平成26年6月4日)

- ・宇加 富彌様 ・小林 卓夫様 ・中島 政彦様 ・(故)本間 整様
- ・村山 光子様、南部 貴司子様、鈴木 紀子様、田中 一光様
- ・山路 敏幸様 ・(株)三重平安閣様、斎奉閣様
- ・(株)リョウエイ ダイヤゴルフガーデン 支配人 奥山 平和様、取締役社長 中川 龍美様
- ・北納屋町大師寺御詠歌講寒行出仕者一同様
- ・ケーヒン労働組合 中央執行委員長 菊池 仁様
- ・公益社団法人 四日市市シルバー人材センター様
- ・J S R ビジネスサービス(株)様、(株)ジャパンビバレッジホールディングス様
- ・熟年十四期会 代表 村田 郁夫様 ・全国要約筆記問題研究会三重県支部様
- ・やまびこ 代表 水谷 ちづる様 ・(有)榊原美装様
- ・U T エイム(株) 東海ブロック三重エリア 四日市東FC様
- ・ユニー(株)「小さな善意で大きな愛の輪」運動 アピタ四日市店様、ピアゴ久保田店様、ピアゴ阿倉川店様
- ・四日市学校保健会様 ・四日市市役所に在職した久居農林高等学校卒業生一同様 ・楽園倶楽部様



こころくん

社協だより かけはし

発行
社会福祉法人
四日市市社会福祉協議会
四日市市諏訪町2番2号
電話 059-354-8265
ファクス 059-354-6486
E-mail
y-syakyo@m5.cty-net.ne.jp
平成26年6月20日発行

第126号

夏はおもちゃ図書館まつりに出かけよう!

たくさんの親子に参加してもらいたいという想いから、おもちゃ図書館まつりを開催しています。魚つり、ボーリング、まとあてなど体を使って遊べるコーナーや手づくり布絵本、乳幼児向けのおもちゃもたくさんあります。
ボランティア手づくりの人形劇は、毎年大人気!
是非夏の思い出に親子で遊びにきてください!

魚つり



「めずらしい魚が
たくさんあるね!」

日時: 平成26年8月21日(木)
10時30分～14時30分
場所: 四日市市文化会館 第4ホール
手づくり人形劇 午前の部 11時30分～
午後の部 14時～
※入場無料、事前申込み不要

おもちゃ図書館の紹介



障害のある子もいない子(未就学児)も親子でおもちゃを通して仲良く遊び、楽しめる場所です。たくさんのおもちゃがあり、スタッフが使い方を教えてくれたり、保護者同士の交流の場にもなっています。お気軽にお立ち寄り下さい。
場 所: 市総合会館 3階
開館日: 月曜日～金曜日 10時～15時
(12時～13時はお昼休み)
※8月22日(金)はおもちゃ図書館まつり後片付けのため、休館になります。その他の休館日はホームページでお知らせしています。

【問い合わせ先】 四日市市ボランティアセンター TEL: 059-354-8144/FAX: 059-354-6486
ホームページ: 四日市市社会福祉協議会おもちゃ図書館で [検索](#)

第126号のおもな内容

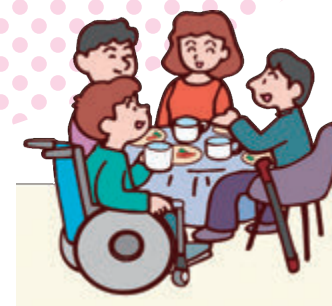
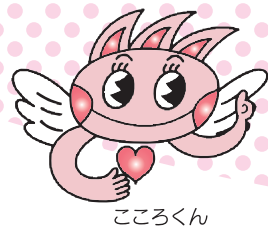
- 平成26年度予算、平成25年度決算報告、平成25年度会費のお礼等 …P 2、3
- WITH(障害者福祉センターだより)、母子福祉センターからのお知らせ、ご寄付ありがとうございました ほか …P 4

ホームページを開設しています。 <http://yokkaichi-shakyo.or.jp/home/>

平成26年度予算

平成26年度収支予算の概要をご紹介します。

四日市市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア等地域住民、社会福祉関係機関と連携、協働して、「安心して暮らしつづけることができる『福祉のまちづくり』」を進めていきます。



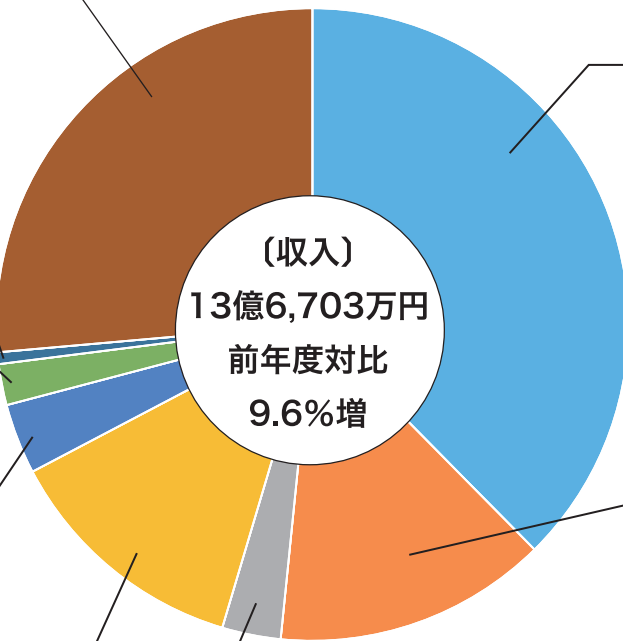
その他の収入
3億6,085万円(26.4%)
就労支援事業や資金貸付事業等による収入

会費・寄付金収入
868万円(0.6%)
みなさまからの寄付金や社会福祉協議会の会費による収入

共同募金配分金収入
2,990万円(2.1%)
地域のみなさんや関係団体、企業の協力により集めていただいた共同募金の配分金収入

収益事業収入
4,801万円(3.6%)
喫茶ふれあいや総合会館売店の売上収入

補助金収入
1億7,413万円(12.7%)
四日市市、三重県社会福祉協議会等からの事業補助金



受託金収入
5億1,342万円(37.6%)
国、三重県、四日市市、三重県社会福祉協議会からの受託事業収入
高齢者・障害者(児)・母子福祉施設の管理運営、及び介護保険関連事業、地域福祉権利擁護事業等による収入

介護保険収入
1億9,162万円(14.0%)
介護保険事業におけるホームヘルプサービス事業やデイサービス事業等による収入

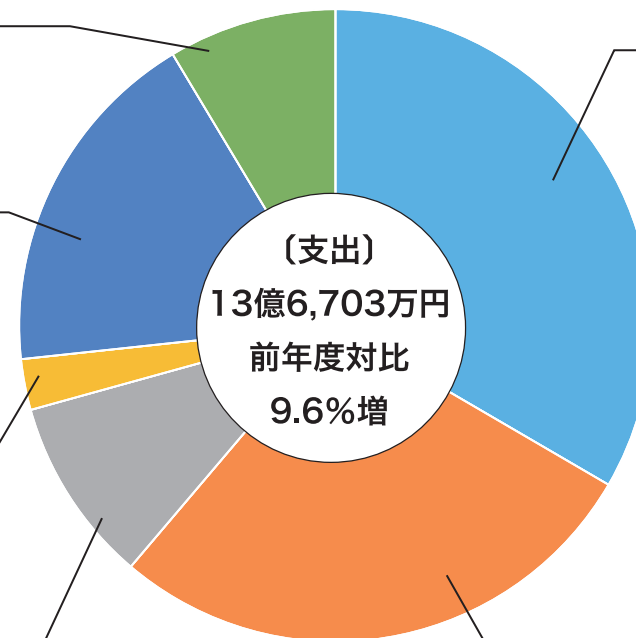
自立支援費等収入
4,042万円(3.0%)
障害者自立支援事業におけるホームヘルプサービス事業、児童デイサービス事業等による収入
*26年度から自立支援施設「たんぼぼ」において、財源が自立支援費収入から受託金収入に移行しました。



その他の事業
1億1,750万円(8.6%)
地域福祉権利擁護事業や資金貸付事業にかかる経費等

法人運営事業
2億4,695万円(18.1%)
法人運営にかかる事務局職員の人件費等

高齢者、児童、母子施設等管理運営事業
3,563万円(2.6%)
中央老人福祉センター、母子福祉センター等の管理運営にかかる経費



介護保険事業
4億5,707万円(33.4%)
ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び介護保険認定調査事業等にかかる経費



地域福祉活動事業
1億3,005万円(9.5%)
各地区社会福祉協議会への支援やボランティア支援、市民啓発事業(広報紙等)等にかかる経費

障害者関連施設等管理運営事業
3億7,983万円(27.8%)
障害者の自立支援や、生活・就労を支援する施設等の管理運営にかかる経費

平成25年度収支決算報告

平成25年度もたくさんの方々にご協力いただき、各種福祉事業を実施しました。5月の市社協理事会、評議員会において、平成25年度決算が承認されましたのでご報告します。

《収入の部》		【単位：円】
項 目	決 算 額	
受 託 金 収 入	383,472,899	
介 護 保 険 収 入	188,240,987	
自 立 支 援 費 等 収 入	144,573,229	
補 助 金 収 入	162,700,085	
収 益 事 業 収 入	42,883,424	
共同募金配分金収入	31,903,096	
会 費 ・ 寄 付 金 収 入	11,228,333	
そ の 他 の 収 入	211,909,613	
合 計	1,176,911,666	

《支出の部》		【単位：円】
項 目	決 算 額	
介 護 保 険 事 業	375,441,571	
障害者関連施設等管理運営事業	336,067,955	
地 域 福 祉 活 動 事 業	62,193,931	
高齢者、児童、母子施設等管理運営事業	32,570,904	
法 人 運 営 事 業	239,902,719	
そ の 他 の 事 業	98,487,404	
合 計	1,144,664,484	

*差引32,247,182円は、平成26年度へ繰越します。

会費のご協力ありがとうございます

平成25年度に、みなさまからいただきました会費は、地域福祉の推進のため、地域の福祉活動支援や福祉ボランティアのまちづくり事業など(上記グラフの地域福祉活動事業)の財源に充てさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

平成26年度もみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

市社協会員会費 普通会员……1口 500円 (年額)
団体会員……1口(500円)以上 (年額)



《会費(寄付金)には税制上の特典があります》	
所得税	●所得控除 寄付者のその年分(1月～12月)の課税対象となる所得から、該当する額が控除されることをいいます。 税 額=(所得金額-所得控除額)×税率 所得控除額=寄付金額(総所得金額等の40%を限度とする額)-2,000円 ●税額控除は適用不可となります。
法人税	損金算入限度額があります。
個人住民税	●税額控除 納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されることをいいます。 寄付先の社会福祉協議会が所在する県内に住所があることが必要となります。 税額控除額=(寄付金額(総所得金額等の30%を限度とする額)-2,000円)×10%



平成25年度 社会福祉大会